

健康・スポーツ・文化振興の年関連事業

えびな市民ウォーク開催



市教育委員会では、「えびな市民ウォーク」を開催します。「健康」「スポーツ」「文化」の3コースを設定しました。目的・体力に応じてコースをお選びください。
○日時 9月17日(日) 午前9時スタート
○コース
健康コース(ファミリー向け・約6km)：中新田かかしまつりと県立中央農業高校内を回ります
スポーツコース(体力に自信がある方向け・約10km)：健康コースに加え、今泉地区かかしまつり、泉橋酒造、三川公園などを回ります
文化コース(史跡などに興味のある方向け・約7km)：「海老名史跡ガイドボランティアの会」会員と一緒に上浜田方面、鈴木三太夫の碑などを回ります
※いずれも海老名中央公園スタート・ゴール
○対象 健康な方で、大会の決まりとウォークマナーを守れる方。小学生以下は保護者同伴で
○定員 先着500人
○費用 1人200円(中学生以下は無料)
○その他 完歩者は景品が当たる抽選会に参加できます(空くじなし)。
○申込 8月31日(木)までに、希望コース・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、はがき・フлакス(〒231-0277)・メールのいずれかで市スポーツ課(☎235-4927)へ。

事業者を募集 借上型 市営住宅

市では民間の土地所有者に、国や市が定めた基準に適合した賃貸住宅を建設していただき、それを市営住宅として借り上げ、必要な方に平成20年度から提供する予定です。このため賃貸住宅を建設し、市に賃貸してくださる事業主を募集します。
▽募集戸数 30戸(1団地10戸以上)

▽賃貸借期間 20年間
▽募集期間 8月1日(火)～9月29日(金)
▽応募資格 原則、土地所有者本人
▽応募方法 申請書と必要書類を直接都市整備課窓口へお持ちください
▽申請書配布場所 都市整備課

ポスター募集 きれいなまちづくり



ポイ捨てはやめよう

市では、街中でのポイ捨て禁止を推進するためのポスターを募集します。
▽対象 市内在住の小・中学生
▽規格など 四ツ切画用紙※作品の裏または分かりやすい位置に学校名・学年・氏名を記入
▽応募方法 9月8日(金)までに直接資源対策課へ
▽選考 学年別に審査、入賞者に賞状・記念品を贈呈。
※応募者全員に参加賞を贈呈します。また、応募作品は市のポイ捨て禁止活動の推進に活用します。なお、作品の著作権は市に帰属します。
○同課(☎235-4922)へ。

特別障害者手当 障害児福祉手当 ご相談を

特別障害者手当
【内容】常時、特別な介護が必要な在宅の20歳以上の特別重度障害者に支給します。ただし、病院などに継続して3カ月以上入院している場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給できません(下表参照)。
【対象】次のうち2つ以上に該当するか、同程度以上の重度の障害をお持ちの方
①両眼の視力の合計数値が0.04以下
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上
【内容】常時、介護が必要な在宅の20歳未満の重度障害児の方に支給します。ただし、障害年金など一定の年金を受給している場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合は支給できません(左表参照)。
【対象】障害や症状が次のいずれかに該当するか、同程度以上の障害をお持ちの方
①両眼の視力の合計数値が0.02以下
②両耳の聴力が補聴器を用いても音声識別することができない
③両上肢の機能に著しい障害を持つ
④両上肢のすべての指を欠く
⑤両下肢が全く運動不能
⑥両大腿を2分の1以上失っている
⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を持つ
⑧前各号のほか、身体の機能の障害または長期間の安静が必要な病状が①～⑦と同程度以上認められる状態にあり、日常生活の所用を行うことが困難な状態にある
⑨①～⑧と同程度以上認められる精神の障害を持つ(知的障害を含む)
⑩身体機能の障害が病状、また精神障害が重複する場合で、その状態が①～⑨と同程度以上認められる
【手当額】月額1万4380円。
※いずれの手当も申請には指定の診断書などが必要です。
○障害福祉課(☎235-4812/☎233-5731)へ。

交通・防犯 標語を募集

第25回海老名市民のつどい実行委員会では、市民の交通安全・防犯思想の普及を図るため、交通安全・防犯に関する標語を募集します。
▽対象 市内在住・在勤の方
▽内容 交通安全・防犯に関するもの
▽出展数 それぞれ1人1点
▽規格など 画用紙(横13・5センチ×縦37・5センチ)に油性ペンで記載※作品の裏に住所・氏名・電話番号を記入
▽応募方法 9月6日(水)までに交通・防犯市民のつどい実行委員会(生活安全課内)へ直接または郵送で〒243-0492勝瀬175-1交通防犯市民のつどい実行委員会へ
▽表彰 優秀作品は第25回交通・防犯市民のつどい(10月29日(日)開催)の会場で表彰します。※応募作品は返却しません。
○同課(☎235-4789)へ。

特別障害者手当・障害児福祉手当の所得限度額

Table with 3 columns: 請求者が属する世帯の扶養親族等の人数, 前年の所得額 (請求者(障害者本人), 障害者の配偶者・扶養義務者), and 所得限度額. Rows range from 0 to 5 dependents.

扶養親族等が6人以上の場合は、1人増えるごとに次のとおり加算されます。本人 380,000円/障害者の配偶者または扶養義務者 213,000円
※詳細は障害福祉課へお問い合わせください。